

下関市監査委員公表第11号
平成30年 5月16日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	大	賀	一	慶
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

旧まちづくり推進部

旧まちづくり支援課

市民部

市民サービス課、人権・男女共同参画課

福祉部

福祉政策課、生活支援課、保険年金課

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年1月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年3月1日から平成30年4月27日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

市民サービス課について

(1) 郵送による戸籍謄本等の交付に係る手数料において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則（以下「会計規則」という。）等に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 収納した手数料の指定金融機関等への払込が、収納日の翌日までに行われていなかった。なお、当該手数料は定額小為替により支払われるが、お釣りが生じた場合、お釣り用の定額小為替の準備に時間を要するため、担当課は収納日の翌々日に指定金融機関等への払込をしているとのことであった。会計規則第27条第6項では「規定により難い特別の事情がある場合は、出納員はあらかじめ会計管理者と協議の上、別段の取扱いをすることができる。」と規定されているので、必要であれば当該条項の適用を検討されたい。

イ 金銭出納帳へ記帳した日付が収納日ではなく、その翌日の日付で記帳されていた。

生活支援課について

(1) 備品の管理事務において、備品廃棄後に備品返納書を作成しているものが見受けられた。下関市会計規則に、出納員が備品を返納する場合、備品返納書を管財課長へ提出し、管財課長の承認を受けた後、当該備品を廃棄することが規定されているので、同規則に基づき適正に備品管理を行われたい。

なお、当該備品は指定管理者制度により管理運営を行っている施設

(梅花園) で保管していたものであり、指定管理者との間の連絡漏れや指定管理者への廃棄に係る事務処理の説明不足等が当該事例の要因になっていると思料するので、改善に向けて指定管理者に対して指導等されたい。

(2) 指定管理者制度により管理運営を行っている施設(梅花園)の管理運営に係る基本協定書に規定されている事務処理等について、以下の事項が見受けられた。下関市梅花園の管理運営に関する基本協定書及び下関市指定管理者制度ガイドライン等に基づき適正に事務処理されるとともに、指定管理者に対して指導されたい。

ア 管理監督を行う責任者の事前報告が書面により行われていなかった。

イ 事前に書面において市の承認を受けることなく指定管理業務の一部が第三者に再委託されているものが見受けられた。また、再委託に係る契約書等が市に提出されていなかった。

ウ 備品廃棄について、指定管理者から市に書面で報告が行われていなかった。

エ 指定管理者による指定管理施設の管理運営状況及び実績について評価した結果を指定管理者に対して通知していなかった。

オ 指定管理者から市に提出された業務報告書を確認するに当たって、モニタリングチェックシートが作成されていたが、様式や記載に不足があり、また、供覧・報告等が行われていなかった。

以上